

平成 25 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 小 日 向 久 治
(コード番号:6728 東証一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 広 報 ・ I R 室 長 白 見 隆 行
(TEL. 0467-89-2033 大代表)

首都高速道路パーキングエリアにおける充電ビジネスの事業性実証調査の開始について

当社は、電気自動車(以下、EV)の普及拡大を目的に会員制急速充電サービスを行う取り組みに参画し「合同会社充電網整備推進機構(以下、充電網整備推進機構)」に出資しております。

充電網整備推進機構は、平成 24 年 9 月から EV への急速充電器ネットワークサービス事業の全国展開を開始しております。平成 25 年 4 月 1 日より、都市高速道路における EV 用急速充電ビジネスの事業性を確認するための実証調査を、首都高速道路内 4 箇所のパーキングエリアにて開始することをお知らせいたします。

実証調査につきましては、添付のリリース文をご覧ください。

【お問合せ先】

株式会社アルバック 経営企画室 広報・IR 室 電話:0467-89-2024

以 上

平成 25 年 3 月 14 日

合同会社充電網整備推進機構

首都高速道路パーキングエリアにおける充電ビジネスの事業性実証調査の開始について

合同会社充電網整備推進機構(本社:東京都千代田区、代表社員職務執行者:大塚 和則)は、首都高速道路株式会社、三菱自動車工業株式会社と共同で、都市高速道路における電気自動車用急速充電ビジネスの事業性を確認するための実証調査を、首都高速道路内 4 箇所のパーキングエリア(平和島(上り)、八潮、市川、大黒)にて平成 25 年 4 月 1 日より開始します。

この実証調査では、合同会社充電網整備推進機構が発行する「チャデモチャージカード」(有料)を用いて急速充電器をご利用いただくか、都度料金をお支払いいただいた上で急速充電器をご利用いただきます。これにより、急速充電インフラの普及において課題となっている急速充電器の運用費用の回収スキームについて、都市高速における事業性を検証し、急速充電器の普及拡大につなげたいと考えております。

現在「チャデモチャージカード」により、東名・新東名・名神・阪神・東名阪の各高速道路・自動車道に設置されている急速充電器をご利用いただけます。この実証調査の開始により、東京から大阪までの間の高速道路等の急速充電器が「チャデモチャージカード」でご利用頂けるようになり、電気自動車での遠距離ドライブの利便性や安心感がますます向上します。

合同会社充電網整備推進機構では、今後もさまざまな事業者の方々と連携し、一体となって電気自動車用充電インフラの普及に向けた諸施策を推進することで、持続可能な低炭素社会の実現に寄与して参ります。

なお、今回の実証調査の対象となる首都高速道路内 4 箇所の急速充電器については、移行期間として当面の間、「チャデモチャージカード」をお持ちでない方も無料でご利用いただけます(ご利用方法等、詳細は首都高速道路株式会社のホームページでご確認下さい)。

以上

<当社ホームページ>

<http://www.chademocharge.com/>

<首都高速道路株式会社ホームページ>

<http://www.shutoko.jp/>

<報道関係お問い合わせ先>

合同会社充電網整備推進機構

大橋、川島、富山

電話:03-6269-9290

合同会社充電網整備推進機構および同社が提供するサービスの概要について

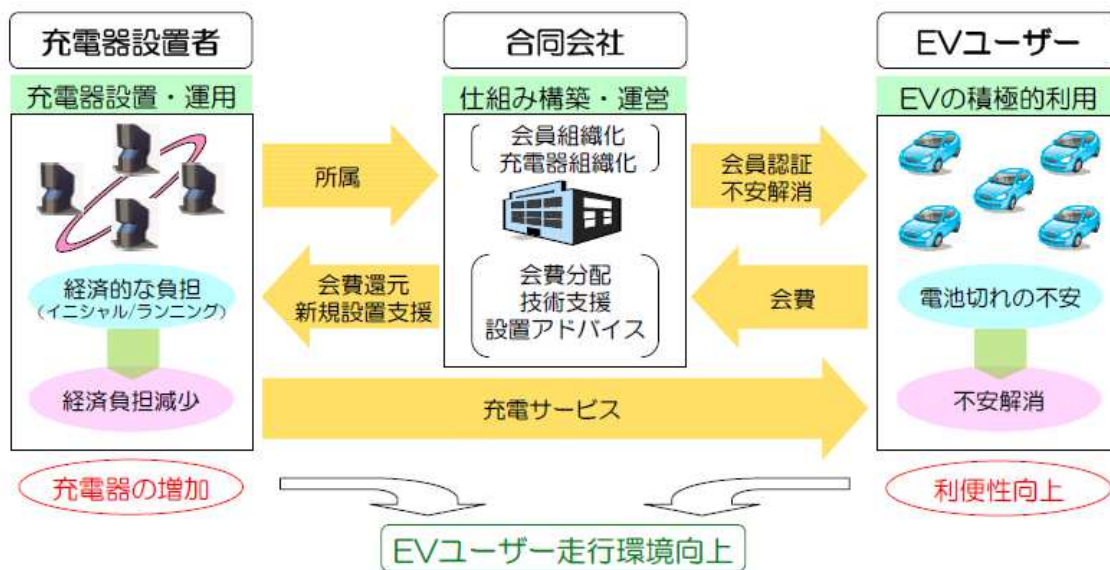
【会社設立の趣旨】

「急速充電器」は、これまで各企業や諸団体が自社利用あるいは行政サービスの一環等の目的で、設置者自らの費用負担で設置されていますが、その設置費用や維持管理費用の回収に有効な手段がないことが課題となっています。「合同会社 充電網整備推進機構」は、その課題を解決し電気自動車(EV)の「急速充電器」の普及を推進することを目的に、電力会社、自動車メーカー、金融機関、サービスステーション事業者、商社等 9 社が、異業種間、同業種間の協調により会員制急速充電サービスを行う事業体として、平成 23 年 12 月に設立されました。

【会員制急速充電サービス(サービス名称:チャデモチャージ)】

電気自動車ユーザーは、会員となることで整備推進機構がネットワーク化した急速充電器を利用でき、電池切れの不安が低減されます。また、設置者は、整備推進機構が EV ユーザーから集めた会費を原資とした還元を受けることで、急速充電器設置ならびに維持に要する費用の負担が軽減します。

このような仕組みを確立することで、設置者の更なる設置意欲の向上を期待するとともに、急速充電器の整備が進むことで、EV ユーザーの利便性を更に高め、EV の普及拡大を推進することを目的としています。



【サービス利用料金 (EV1台につき、税込)】(平成 25 年 3 月現在)

種別	料金		
	月額基本料金	充電1回あたりの従量料金	登録手数料 (初回のみ)
個人	1,050円	無料	1,575円
法人(タクシー以外)	3,150円		
タクシー			

【「チャデモチャージカード」でご利用可能な充電器】

日本全国で 276 基(平成 25 年 3 月 8 日現在)